



鳥労発基 0629 第 5 号
令和 5 年 6 月 2 9 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



鳥取労働局における第 10 次粉じん障害防止総合対策の策定について

日頃から、労働基準行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）との一体的運用を図るため、厚生労働省では、これまで 9 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、今般、厚生労働省が令和 5 年度から令和 9 年度を推進期間とする第 10 次粉じん障害防止総合対策を策定しました。

これを受け、当局における粉じん障害防止対策を別紙のとおり「鳥取労働局第 10 次粉じん障害防止総合対策」として策定いたしましたので、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、傘下会員その他関係事業場に対して周知を図るとともに、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

